

区分		審査項目	審査の主な視点
契約内容に関する評価項目	業務実施体制等	総括責任者・業務担当者の履歴・実績、会社の業務履歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行に必要かつ十分な人員(適正な人員数)が割り当てられているか。 ・総括責任者に相応の職員(職位の高い職員)を配置し、責任の所在を明確にしているか。 ・本業務と類似する業務に関する実績を有しているか(実績の有無、件数)。
	①	実施計画・企画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的やねらいを的確に理解し、大会の認知度を高め、機運醸成を図る方針となっているか。 ・実施方法や目標値などの実施計画は、業務全体について明確かつ論理的に記載されているか。
	②	業務の推進体制・知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・実務担当者の選定が適当であり、関係者と適切に連絡調整を行える体制となっているか。 ・応募者のスキルやノウハウ、広範な専門的知見等を本業務に適切に活用できるか。
	③	動画制作	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の基本デザインについて、国際的なスポーツ大会のPRに相応しく、アンブッシュマーケティングへの配慮がされた、大会の魅力・ブランド力向上となる内容となっているか。 ・動画の媒体毎デザインの作成方針が適切か。
	④	広告媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・広報エリア、掲示数が十分で大会広報効果が見込まれるか。 ・広告媒体の確保見込があり、実現可能性がある提案となっているか。
	⑤	付加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者独自の工夫・提案等がされた魅力的な提案か。
	⑥	工程計画・進行スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインの作成にあたり、関係者との調整期間を見込んだ適切なスケジュールとなっているか。 ・広告媒体の申込・入稿が適切に行われるスケジュールとなっているか。
	経費見積書	経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に見合った高い費用対効果が見込める経費見積となっているか。

区分	政策分野	審査項目	審査の主な視点
社会的取組に関する評価項目	環境に配慮した事業活動	環境マネジメントシステムの導入	①ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
		自動車エコ事業所の認定	②自動車エコ事業所の認定を受けているか。
		あいち生物多様性企業認証	③あいち生物多様性企業認証を受けているか。
	障害者等への就業支援	障害者法定雇用率の達成	④障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 ※ 障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。
		協力雇用主の登録 保護観察対象者等の雇用	⑤名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受けているか。⑥協力雇用主の登録に加えて、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。(※1:⑤協力雇用主の登録のみの場合も加点対象とする。)
		障害者就労施設等からの調達実績	⑦障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。
	男女共同参画社会の形成	あいち女性輝きカンパニーの認証 女性の活躍促進宣言	⑨あいち女性の輝きカンパニーの認証を受けているか。⑩女性の活躍促進宣言を提出しているか。(※2:⑩女性の活躍促進宣言のみの場合も加点対象とする。)
		えるぼし認定(プラチナえるぼし認定)	⑩えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。
	仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	⑪愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
		あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	⑫あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
		くるみん認定(プラチナくるみん認定)	⑬くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
	その他	愛知県休み方改革マイスター企業の認定	⑭愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。及び⑮愛知県「休み方改革」イニシアチブのうち「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施しているか(※3:いずれか一方の場合も加点対象とする。)
		エコモビリティライフの推進	⑯あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
安全なまちづくりと交通安全の推進		⑰愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。	
健康づくりの推進		⑱愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。	
		取引適正化の推進	⑲パートナーシップ構築宣言を公表しているか。

※1 「協力雇用主の登録」は受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。
 ※2 「男女共同参画社会の形成」の評価については、「女性の活躍促進宣言を提出していること」があいち女性輝きカンパニーの認証を受けるための要件の一つとされていることから、あいち女性輝きカンパニーの認証を受けている場合には、当該項目の配点の満点を加点し、女性の活躍促進宣言の提出のみの場合には、配点の半分程度の点数を加点する。
 ※3 愛知県休み方改革マイスター企業の認定、愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施のうちいずれか一方のみ満たしている場合は、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。
 ※4 社会的取組の小計点数(16点満点に16分の10を乗じ、合計点数の10%(10点満点)を上限として点数を付与する。